

住宅瑕疵担保履行法

～ R2.3.31基準日の届出手続きのお知らせ～

住宅瑕疵担保履行法では、年に2回の基準日（毎年3月31日および9月30日）ごとに、保険や供託の状況について、基準日から3週間以内に届出手続きを行うことが必要です。

令和2年3月31日の基準日が近づいております。届出が必要となる事業者の方は下記をご覧ください、期間内（R2.4.1～R2.4.21）に届出を行って下さい。

なお、今までに届出を行った事業者は、今回の基準日前6ヶ月間に引き渡しの実績がない場合でも「0件」である旨の届出を行う必要がありますのでご注意ください。

住宅瑕疵担保履行法に係る届出手続きについて

1. 届出の時期について

年2回の基準日（3月31日・9月30日）から3週間以内に届出を行う必要があります。

基準日	届出期間
3月31日	4月1日～4月21日
9月30日	10月1日～10月21日

* 届出期間の最終日が閉庁日の場合は翌開庁日となります。

2. 届出書類について

1) 届出様式の種類について

① 届出書

住宅建設（販売）瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設（販売）瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書（規則別記第一号様式（建設業）・第七号様式（宅建業））

② 引渡し物件一覧表

住宅建設（販売）瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設（販売）瑕疵担保責任保険契約の締結の状況の一覧表（規則別記第一号の二様式（建設業）・第七号の二様式（宅建業））

③ 添付書類

- ・住宅建設（販売）瑕疵担保責任保険契約を証する書面（保険の場合）
- ・住宅建設（販売）瑕疵担保保証金に係る供託書の写し（供託の場合）

※保険の場合②・③については保険法人より送付される書類を利用することができます。

2) 届出書類の様式について

上記①②の様式は国土交通省ホームページ「住まいのあんしん総合支援サイト」（下記アドレス）にてダウンロード出来ます。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>

住まいのあんしん総合支援サイト

検索

3. 届出先及び届出方法について

1) **愛知県知事** 許可・免許業者の方

業者種類	届出先	届出方法	問い合わせ先	備考
建設業者 宅地建物 取引業者	愛知県都市基盤部 都市総務課	郵送 又は持参 (窓口提出)	052- 954-6589	・届出書の提出部数は正1部です。 ・ 郵送の場合は、簡易書留など確実な方法による提出をお願いします。 ・「住宅瑕疵担保履行法届出書在中」と朱書で記載をお願いします。 (送付先住所) 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1-2 愛知県自治センター3階

※本庁以外の各建設事務所では住宅瑕疵担保履行法の届出は受付いたしません。

※控に受付印が必要な場合は、控を合わせて提出下さい。(郵送の場合は控と返信用封筒(切手貼付・宛名記載)も同封して送付して下さい。)

2) **国土交通大臣** 許可・免許業者の方

業者種類	届出先	届出方法	問い合わせ先	備考
建設業者 宅地建物 取引業者	国土交通省 中部地方整備局 建政部建設産業課	郵送 又は持参 (窓口提出)	052- 953-8572	・届出書の提出部数は正1部です。 ・ 愛知県庁を経由せず直接中部地方整備局に提出して下さい (送付先住所) 〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第二号館

※控に受付印が必要な場合は、控を合わせて提出下さい。(郵送の場合は控と返信用封筒(切手貼付・宛名記載)も同封して送付して下さい。)

4. 注意点

- ① **基準日前6か月間に新築住宅の引き渡しがない場合でも、基準日前10年間に新築住宅の引き渡し実績がある場合は、「0件(戸)」である旨の届出が必要です。この場合、住宅瑕疵担保保険法人から送付される「保険契約締結証明書」の添付は不要です。**
- ② 届出を行わない場合や資力確保措置を講じていない場合は、新たな新築住宅の売買・請負契約の締結が禁止され、監督処分や罰則が適用されることとなります。

【問い合わせ先】

- ◎ 大臣許可建設業者・大臣免許宅建業者
中部地方整備局建政部建設産業課 052-953-8572
- ◎ 愛知県知事許可建設業者・愛知県知事免許宅建業者
愛知県都市基盤部都市総務課 052-954-6589

注 意 喚 起

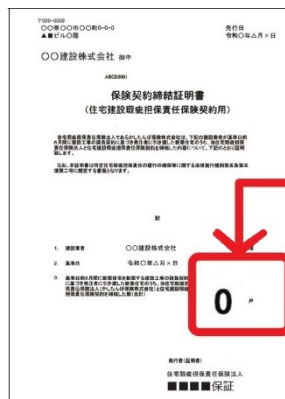
基準日前6ヶ月の間の新築住宅の引き渡し戸数が0である
建設業者・宅地建物取引業者の皆様へ

基準日前6ヶ月の間に
新築住宅引き渡し戸数が0である場合、
保険契約締結証明書の**添付**は不要です!

1. 届出に必要な書類

基準日における届出手続に必要な書類は「**届出書**」のみです。

住宅瑕疵担保責任保険法人から送付される保険契約締結証明書を添付する必要はありません。



保険法人から送付される締結証明書が「0」の事業者

2. 届出書の作成

①建設業者の方の場合

「住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結状況の届出書」(左上に「第一号様式(第五条関係)」と記載のある書類です。)

②宅地建物取引業者の方の場合

「住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結状況の届出書」(左上に「第七号様式(第十六条関係)」と記載のある書類です。)

3. 届出書の提出

届出書を基準日から3週間以内に建設業許可を受けている行政庁または、宅地建物取引業免許を受けている行政庁に提出してください。

4. 基準日届出等に関する情報サイト

届出に必要な情報などを充実させていますので、是非ご活用ください!

○「住まいのあんしん総合支援サイト」URL

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku_files/kashitanpocorner/index.html



土地・建設産業局 建設業課
不動産業課
住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室